

## 基本目標 3 家庭における子育てを支援する

---

### 1 家庭における「子育て力」を高める

#### (1)情報提供・相談体制の充実

##### 【現状と課題】

核家族化の進行、地域の間関係の希薄化により、親から子、孫へと受け継がれてきたものが受け継がれなくなっており、家庭で子育てしている保護者は孤立してさまざまな不安や悩みを持ちながら子育てをしている状況にあります。

地域において子育て中の親同士が交流する機会も少なくなっており、子育てに関する情報の提供や相談体制の充実、親同士の交流機会の拡大などが必要となっています。

相談業務とサービス提供の連続性の確保が課題となっています。



##### 【今後の取り組み】

ホームページを活用した情報提供体制と相談体制の構築を進めます。

関係各課で行っている相談事業の充実とともに、児童委員やボランティアの研修を行い、資質の向上を図ります。

各種相談業務とサービス提供の連続性を強化するため、児童相談所や保健所等との連携を密接にするとともに、施設・学校など関係機関とのネットワークを充実していきます。

相談体制の充実及び適切なサービス提供のため、要保護児童地域対策協議会を設置します。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
89	子育て関連情報を一括して掲載するホームページの作成	「結城市お知らせ版」に随時掲載している情報を、一括して掲載するホームページを作成する。 (実施方針) 子育て関連情報の統合化 (対象) すべての子育て中の保護者	未実施	実施	社会福祉課
90	メールによる子育て応援相談室	子育ての不安や悩みを持つ保護者からの相談をメールで受け付ける。 (実施方針) 相談体制を充実 (対象) すべての子育て中の保護者	未実施	実施	社会福祉課
91	子育て支援メールマガジンの発行	子育て関連イベントの情報を、メールマガジンで発信する。 (実施方針) メールを利用していない方・メールマガジンを購読しない方については、ゆうき図書館にて印刷物の閲覧を可能とする等、工夫をこらして情報の周知を行っていく。 (対象) すべての子育て中の保護者	未実施	実施	社会福祉課 図書館
92	健康相談	定例の「健康相談日」(毎月2回・2会場)の開催及び専門医による「心の相談」(毎月1回、保健センター)を開催しているほか、随時電話でも対応する。 (実施方針) 育児支援の充実 (対象) 乳幼児とその保護者	相談日 保健センター 年間 24 回  山川出張所 年間 24 回  心の相談 年間 12 回	継続	保健センター
93	のびのび子育て相談事業	子育てに不安や悩みを抱く保護者に対し、のびのび子育て相談員による相談事業を行うとともに、親子の関わりの重要性と関わり方を保護者に伝える。また、「のびのび子育てだより」により育児情報の提供、乳児健診において子育て支援教育を行う。 ・5 カ月児健診で親子遊びの紹介 ・予防接種会場で子育て相談 ・子育てサークル活動中の子育て相談 ・子育てだよりの作成 ・スキルアップのための研修 (実施方針) 事業の PR を図り、活動の安定と拡大を図る。 (対象) 乳幼児と保護者	相談員数 8 人  相談回数 22 回  健診での指導 12 回 (延べ 45 回)  のびのびだより 年 3 回	継続	保健センター
94	要保護児童地域対策協議会の設置	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、情報や考え方を共有し、関係機関の連携、協力の強化を図る。 (実施方針) 児童虐待ネットワークを発展させ、協議会の早期設置を目指す。また要保護児童に対する相談体制を整備する。 (対象) 関係団体	未実施	実施	社会福祉課

## (2)子育て支援体制の充実

### 【現状と課題】

乳幼児を持つ保護者の相談や交流の場を確保するため、保育所を中心とした「子育て広場」を実施しています。

母親の自主的な活動である子育てサークルは、活発に活動を展開しています。母親の子育て力の育成とともに、子ども同士の交流の機会も図られています。母親同士のネットワーク形成の機会となっています。

ボランティアにより地域の子育て中の親子の居場所、子育て仲間との出会いの場、子育て情報収集の場としてエンジョイ・プレイルームを実施しています。親同士の話し合いを基本に柔軟な運営をしており、回を重ねるごとに参加者が増えて、平成16年より公民館でも開催しています。学校・地域・家庭が互いに連携し、地域や家庭の教育力の強化と充実を図るため、学校・PTA・青少年育成市民会議（地域）が協力し、小学校単位で三世代が交流できる事業を行っています。子育て支援の場については、地域子育て支援センターの新規開設を含め、子育て中の親子にとって利用しやすい「場」を提供していきます。



### 【今後の取り組み】

地域子育て支援センターを設置し、総合的に地域の子育て支援を推進します。

子育てサポーターの利用を促進し、地域の子育て力の強化に努めます。

子育てサークルや子育て支援講座など、保護者同士や地域との交流事業や子育ての学習の機会を充実します。

### 【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成15年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
95	地域子育て支援センター事業	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。 (対象) 就学前及び未就園児を持つ保護者	未実施	(平成17年度) 実施	社会福祉課
96	子育て広場	乳幼児の親子が集い、相談や交流ができる「子育て広場」を設置し、保護者の育児不安の解消と子どもの健やかな成長を図ることにより、安心して子どもを生き育てられる環境づくりを推進する。 (対象) 就学前児童のいる保護者	実施	地域子育て支援センターへ移行	社会福祉課

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
97	子育てサポーター事業	育児の手助けができる人(協会員)と、育児の手助けが必要な人(依頼会員)を会員登録し、依頼会員からの依頼に応じて育児の手助けができる協会員を紹介する。 (実施方針)ファミリーサポートセンター事業に移行していくため、利用会員数の増加を図っていく。利用料金の負担軽減について検討を行う。 (対象)市民	利用会員数 11人 延 126人 登録会員数 46人 利用時間数 446時間	ファミリーサポートセンター事業への移行	社会福祉課
98	子育てサークル育成支援事業	子育てグループが自主的な活動ができるように支援し、親の孤立感や育児不安の解消を図り、保護者の育児力を向上させる。さらに子ども同士の関わりから子どもの心の健やかな発達を助長する。 (実施方針)グループ・リーダーの保護者の力量アップに向けて支援を行っていく。 (対象)0歳～未就園児親子	3グループ 活動年 90回 延べ参加人数 2,700人 リーダー数 26人	継続	保健センター
99	つどいの広場事業	乳幼児を持つ親とその子どもが集い、交流を図ることや、ボランティアによる育児相談等行う場を地域に設置し、子育て環境の整備を図る。 (実施方針)ボランティアの活用を図り、子育ての負担軽減を図る。	未実施	検討	社会福祉課
100	街角すこやかルーム整備事業	既存の空き施設を利用して、子どもの一時預かり施設を地域に設ける。 (実施方針)ボランティアを協力を得て一時預かり事業の実施。 (対象)児童及び保護者	未実施	検討	社会福祉課
101	家庭教育学級	家庭教育力の向上のため、親の家庭での在り方について学習し、現在にふさわしい家庭教育の確立を図る。各学級の役員が中心となってその実態に応じて、年6回程度の学習計画を立て、計画に基づいた学習を実施する。 各学級生がお互いに協力しながら、学習の運営をし、自立心が高まっている。また、情報交換も密に行っている。 (実施方針)マンネリにならないよう、学習に関する様々な情報を提供していく。 (対象)市内幼稚園・小中学校に通園・通学している子どもをもつ親	学級数 計 30学級 年 6～7回	継続	生涯学習課
102	三世代交流 (親子体験教室)	親子(祖父母・孫)がともに参加でき、共通の体験・感動をとおして世代間の交流を深めることにより、地域及び家庭の養育力の向上を図る。 (実施方針)地域指導者の育成と、協力体制の確立を図る。 (対象)学校・地域・家庭	各子ども会 育成会 8支部 小学校 9校 参加者 4,209名	継続	生涯学習課
103	子育て支援エンジョイ・プレイルーム事業	子育てのノウハウを楽しく学びながら、たくさんの仲間と交流し、悩みを話したり情報を交換し、楽しい一時を託児付き講座や子育て応援広場で心身ともリフレッシュし、いきいき子育てを応援する。 (実施方針)ボランティアのスタッフだけでなく、子育て中の保護者自らが運営に参加できるように検討し、拡大・拡充を図る。 (対象)子育て中の親子、子育て支援者として活動している者	月 4回 (水曜日 :公民館) 月 2回 (第1・3月曜日 :城南コミュニティセンター)	継続	生涯学習課

## 2 子育て家庭への経済的支援

### (1)医療費等の軽減

#### 【現状と課題】

乳幼児のいる家庭にとっては、子どもの医療費が家計を圧迫する要因の一つとなっています。疾病の早期発見・早期治療を進める環境づくりは、子どもの健康と成長にとって重要なことから、医療費の心配を軽減することが課題となっています。

#### 【今後の取り組み】

妊産婦・乳幼児医療費の助成に努めます。

ひとり親家庭及び障害児のいる家庭への医療費の助成に努めます。

#### 【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状	目標	担当課
104	少子化対策医療費助成事務事業	妊産婦、乳児、幼児(1、2歳児)医療福祉費受給者が医療機関に支払う外来一部負担金(医療機関1回500円、1ヶ月2回まで)を市が支援して支払いをする。また、3歳児の医療福祉費受給者が医療機関に支払う一部負担金(医療費の3割)を市が助成する。所得制限あり。 (対象)妊産婦、乳幼児(4歳未満)	対象年齢 4歳未満	対象年齢 就学前まで	保険年金課
105	妊産婦・乳幼児医療費軽減の実施	妊産婦、乳児(0歳児)、幼児(3歳児未満)の者またはその扶養義務者に対し医療機関ごとに1日500円、一ヶ月2回1000円を自己負担金の限度とする医療費支給制度を実施する。所得制限あり。 (対象)妊産婦、乳幼児(3歳未満)	対象年齢 3歳未満	対象年齢 就学前まで	保険年金課
106	母子家庭等医療費助成	母子家庭・父子家庭で18歳未満の児童を養育している者及びその児童あるいは20歳未満の高校在学者または障害児を養育している者に対し所得制限を設けて医療機関ごとに1日500円、一ヶ月2回1000円を自己負担金の限度とする医療費支給制度を実施する。	実施	継続	保険年金課
107	心身障害児通院等交通費助成	医療機関、機能回復訓練(結城市内)への通院、通所のタクシー代を支給する。 上限月額 5000円 (対象)以下の者で結城市に住民票があるもの 身体障害児1、2、3級 視覚障害児4級、肢体不自由下肢4級 療育手帳 A、A	実施	継続	社会福祉課

## (2)子育てにかかる経済的負担の軽減

### 【現状と課題】

経済状況が厳しい中、子育てにかかる費用が家計を圧迫しており、こうした経済負担が少子化の一因ともいわれています。

アンケートでも、経済的負担感の軽減を望む声が最も多くなっており、経済的支援の充実が重要な課題となっています。

保育料については、国の基準との差額を市が支援することにより、保護者への負担を軽減しています。



### 【今後の取り組み】

就園・就学の学資金等を支給し、経済的負担の軽減を図ります。

家庭の生活の安定を図る児童手当、児童扶養手当、障害児福祉手当などを支給します。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 \* = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状	目標	担当課
108	幼稚園就園奨励費の支給	保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図る。 (対象) 幼稚園児の保護者	実施	継続	学校教育課
109	母子家庭等児童学資金の支給	母子家庭、父子家庭又は両親のいない家庭の義務教育就学中児童 1 人につき月額 2,000 円を支給する。これにより就学上の不安を解消する。(所得制限あり) (実施方針) 父子家庭への PR を実施する。 (対象) 離婚や死亡等により両親又はその一方がいない家庭の義務教育就学中の児童を養育している者。	実施	検討	社会福祉課
110	すこやか子育て奨励金の支給	結城市に 3 年以上居住し第 3 子以上を出産し、その後 1 年以上養育した人に子育て奨励金を支給する。 第 3 子 10 万円(結城市金券) 第 4 子以上 15 万円(結城市金券)	実施	検討	社会福祉課
111	就学の援助	すべての児童生徒が円滑な義務教育を受けられるよう、経済的理由によって就学困難な児童生徒について、学用品費(校外活動費・修学旅行費・新入学用品費含む)、給食費、医療費等、保護者負担の一部を援助する。 (対象) 小学校及び中学校の児童生徒	実施	継続	学校教育課
112	奨学基金貸付制度	市内に在住する者の子弟で、高等学校、大学又はこれらと同程度の学校に在学する者に対して、学費を貸与し、就学の支援を行う。	実施	継続	学校教育課
113	児童手当	児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としている。 所得制限あり。 支給額 第 1・2 子 月額 5,000 円 第 3 子以降月額 10,000 円 (対象) 小学 3 年生までの児童の養育者	実施	継続	社会福祉課
114	児童扶養手当	父母の離婚などにより、父親と生計をともにしていない児童の母、あるいは母にかわってその児童を養育している者に対し、負担の軽減する目的とする。 (実施方針) 父子家庭への支援について考慮していく。 (対象) 父親がいない 18 歳以下の児童を養育する母、又は母にかわってその児童を養育する者	実施	継続	社会福祉課

No.	事業名等	概要	現状	目標	担当課
115	障害児福祉手当	在宅の重度障害児に対する福祉の措置の一環であり、手当を支給することにより、福祉の増進を図る。 (対象)日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度の障害児(20歳未満)	実施	継続	社会福祉課
116	在宅重度心身障害児福祉手当	在宅の重度障害児に対する福祉の措置の一環であり、手当を支給することにより、福祉の増進を図る。 (対象)身体障害者手帳の交付を受けた者又は知的の発達が遅れている常時介護を必要とする重度の障害児(20歳未満)	実施	継続	社会福祉課